

公募型プロポーザルに関する公告

大仙市地域再生可能エネルギー導入目標等策定事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年6月27日

大仙市長 老 松 博 行



1. プロポーザルに関する事項

(1) 業務名

大仙市地域再生可能エネルギー導入目標等策定事業

(2) 業務内容

別紙「大仙市地域再生可能エネルギー導入目標等策定事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月15日まで

2. 見積上限額

金 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、「見積書（任意様式）」を提出する際は、上記見積上限額の金額を超えてはならない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。
- (2) 単体の事業体であること。
- (3) 過去3年以内に国内において、省エネルギー化調査事業・環境関連施策事業等の調査実績があること。
- (4) 参加時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の事項全てに該当する者。
 - ア 秋田県内に本社、支社（店）又は営業所を有すること。
 - イ 公告の日から特定通知の日までの期間に大仙市又は秋田県において指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 専門技術者等、充分な業務遂行能力及び適正な業務執行体制を有すること。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (6) 破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない企業であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (7) 大仙市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号、第2号及び第5号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

4. 手続き等

「大仙市地域再生可能エネルギー導入目標等策定事業公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」による。

（1）事務局（担当部局）

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市 市民部 生活環境課 担当：高橋

電話：0187-63-1111（内線188）

FAX：0187-63-5790

E-mail : seikatsukankyo@city.daisen.lg.jp

（2）実施要領の交付

ア) 交付方法

「実施要領」は、大仙市ホームページ（<http://www.city.daisen.lg.jp/>）からの入手を原則とする。

イ) 交付期間

令和4年6月27日（月）から令和4年7月11日（月）まで

（3）参加表明書等の提出

ア) 作成方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「実施要領」に基づき参加表明書等を作成すること。

イ) 提出期限

令和4年7月11日（月） 午後5時まで

ウ) 提出場所

事務局

エ) 提出方法

持参または郵送（期日まで到着するものに限る。郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。）

5. 審査及び技術提案書の提出

（1）1次選考（参加表明書等の書類審査）

参加表明者から提出された書類について審査を行い、技術提案書の提出者を選定する。

(2) 技術提案書の提出

ア) 作成方法

「実施要領」に基づき技術提案書を作成すること。

イ) 提出期限

令和4年7月28日（木） 午後5時まで

ウ) 提出場所

事務局

エ) 提出方法

持参または郵送（期日まで到着するものに限る。郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。）

(3) 2次選考（技術提案書の審査及びヒアリング）

参加表明書、技術提案書、見積書（任意様式）及びヒアリング内容等を評価し、評点の高い者を契約候補者とする。

6. 契約の締結方法

審査の結果、特定者と業務内容について協議を行い、必要な仕様並びに契約条項を作成し契約を締結するものとする。なお、特定者との協議が整わない場合は、次点者との協議を行うことができる。

7. その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは実施要領によるものとする。